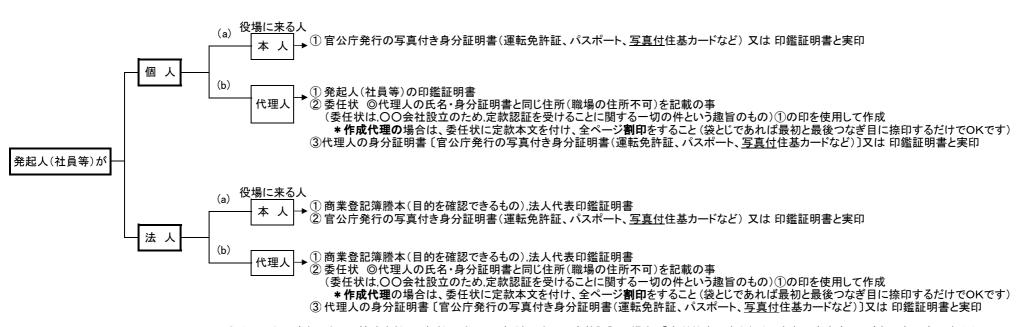
電話 03-3502-0745 Fax 03-3502-3840

◎霞ヶ関公証役場で定款認証を受ける際には、以下の書類が必要とされていますので、お間違えのないようにお願いいたします。 官公庁発行の証明資料の有効期限は発行日から3ヶ月間です。



- ●上記、必要書類に加え、株式会社、一般社団法人、一般財団法人の定款認証の場合、「実質的支配者となるべき者の申告書」及び支配者の官公庁発行 顔写真付きの身分証明書のコピーのご準備をお願い致します。
- ◎上記書類は、原則提出いただいております

公証人施行規則第25条2項の一部改正(平成17年4月1日施行)に伴い,今後,本人確認書類の印鑑証明書・役職証明書などは,すべて原本を当役場にて保存することになりました。 原本還付ご希望の際は、写しをご持参のうえお申し出ください。

◎ 株式会社の紙定款認証の際には収入印紙4万円分が必要になりますので郵便局等でお買い求めの上お越しくださいますようお願い申し上げます。

定款作成の注意点

- ・紙の定款認証の際は最低原本2通と必要な謄本数通をご用意ください
- ・定款の記名押印欄、捨印、定款の割印(全ページ分)は、発起人(社員等)全員の実印を捺印してください (袋とじであれば最初と最後つなぎ目に捺印するだけでOKです)
- ・住所・氏名の記載は、印鑑証明書のとおりに記載してください

なお、霞ヶ関公証役場以外で認証を受ける際には、認証を受ける役場へ必要書類について予めお問い合わせ下さい。